

東日本大震災被災住宅復興支援 利子補給制度のご案内

龍ヶ崎市からの
お知らせ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により市内において被害にあわれた住宅及び宅地の復興を支援するため、被災者又はその親族が被災住宅及び被災宅地の復興のために金融機関等から借り入れた資金に係る利子に対して、申請に基づいて利子補給を行います。

1 交付対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する被災者等になります。

- 1) 大規模半壊、半壊又は一部損壊のり災証明書を受けた被災住宅を自己又は親族が所有し、東日本大震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していたこと。
- 2) 被災住宅の補修をし、又は被災住宅に代わる住宅を市内に建設若しくは購入をすること。
- 3) 住宅復興資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関等と締結し、平成26年3月31日までに融資の実行を受けていること。
- 4) 市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。
- 5) 解体に伴う生活再建支援金の支給を受けていないこと。

2 利子補給率 年2パーセント（上限）

3 利子補給の対象額は、次の表のとおりです。

区 分	住宅復興資金の限度額
被災住宅の復旧工事（補修又は建設若しくは購入）	640万円
上記被災住宅の復旧工事に伴う被災宅地の復旧工事（液状化被害の対応工事（地盤改良、アースドレーン工法等）、擁壁復旧工事等をいう。）	390万円

4 利子補給期間

融資を受けた後5年間です。

毎年1月1日～12月31日までに金融機関に対して支払った利子に対して、本人に直接利子補給します。なお、毎年手続きが必要です。 裏面に続く

5 交付申請書に添付する書類

- 1) 申請者の世帯員全員が記載された住民票の写し（※）
- 2) 申請者と被災住宅の所有者及び居住者との親族関係が分かる書類（※）
- 3) 金銭消費貸借契約書（貸付利率が明記されたものに限る。）の写し
- 4) 償還表（返済予定表）の写し
- 5) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- 6) り災証明書
- 7) 納税証明書又は市税等の未納がないことを証明する書類（※）

※注意 市内に居住する申請者は、添付書類を省略できる場合があります。

6 申請期限 平成26年3月31日まで

7 お問い合わせ先及び申込先

龍ヶ崎市健康福祉部社会福祉課 社会福祉推進グループ

TEL：0297-64-1111（内線）272 FAX：0297-64-7008

E-Mail：syakai@city.ryugasaki.ibaraki.jp

次の例は、目安となる1年間の利子補給金です。

実際には、償還状況により補給する金額の計算は変わります。

例

- 1 住宅分の借入額が10,000,000円で借入利率が年1.5%の場合
限度額6,400,000円×1.5%=96,000円（利子補給金）
- 2 住宅分の借入額が3,000,000円で借入利率が年2.3%の場合
3,000,000円×2%=60,000円（利子補給金）